

新型コロナウイルス感染症拡大に関連する 下請取引Q & A

中小企業庁
公正取引委員会

新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受ける下請等中小企業との取引に関して、Q & Aを作成しました。本Q & Aにおいては、公正取引委員会及び中小企業庁が連名で下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）の考え方を示し、さらに、中小企業庁から、下請中小企業振興法・振興基準等に基づく望ましい対応について回答しています。また、中小企業庁から関連するアドバイスを行っています。

なお、本Q & Aに記載した下請法違反行為は、親事業者が優越的地位にある場合、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）上、優越的地位の濫用としても問題となり得ます。

目次

1. 発注の取消しや受領拒否等に係る問題	3
問 1	3
問 2	4
問 3	5
2. 下請事業者の納品等に係る問題	6
問 4	6
問 5	7
問 6	8
問 7	9
3. 代金に係る問題	10
問 8	10
問 9	11
問 10	12
4. その他の注意事項	13
問 11	13
問 12	14
問 13	15
5. 問い合わせ一覧	16

1. 発注の取消しや受領拒否等に係る問題

問 1

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、減産計画の策定、一部の部品の調達不能等により、やむを得ず発注した製品について受領拒否（納期の延期含む）、返品や発注の取消し、役務提供委託の発注の取消しをすることは下請法上、問題となりますか。

答

下請事業者には責任がある場合を除き、発注済みの物品等について受領拒否したり返品したりすることは、下請法上、問題となります（下請法第4条第1項第1号及び第4号）。やむを得ず、受領日が到来する前に発注の取消しを行う場合でも、仕掛品など下請事業者が生じた費用を負担しない場合には、下請事業者の利益を不当に害することとなり、**不当な給付内容の変更**（下請法第4条第2項第4号）として、下請法上、問題となります。

また、役務提供委託においては、受領の概念がありませんが、発注の取消しをする場合に、発注を取り消したことにより下請事業者が生じた費用を負担しないときは、下請事業者の利益を不当に害することとなり、**不当な給付内容の変更**（下請法第4条第2項第4号）として、下請法上、問題となります。

関係法令等（抜粋）

○ 下請法に定める親事業者の禁止行為（該当部分）

- ・下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の受領を拒むこと。【第4条第1項第1号】※納期の延期も含まれます。
 - ・下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付を受領した後、下請事業者にその給付に係る物を引き取らせること。【第4条第1項第4号】
 - ・下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の内容を変更させ、又は下請事業者の給付を受領した後に（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした後に）給付をやり直させること。【第4条第2項第4号】
- ※第4条第2項に定める各行為については、当該「行為をすることによって、下請事業者の利益を不当に害してはならない。」と規定されています。

問2

下請取引について、今後、発注を控えたり、取引を取りやめたりすることに問題はありませんか。

答

取引停止又は大幅な取引量の減少に関しては、下請中小企業振興法（以下「振興法」という。）の規定に基づく振興基準（以下「振興基準」という。）において、継続的な取引関係にある場合に、「親事業者は、相当の猶予期間をもって予告する」旨を明記しています。このため、親事業者は、下請事業者の経営に配慮しながら、下請事業者と十分に協議して、現状の取引内容や取引条件の確認と今後の発注に係る対応を決定するよう努めてください。

アドバイス

親事業者は、下請事業者の経営に配慮しながら、下請事業者と十分に協議して、現状の取引内容や取引条件の確認と今後の発注に係る対応を決定することが重要です。また、協議の内容については、事後的に確認できるように記録を残しておくとともに、協議の上、決定した事項については、書面化して双方で書面を保管することが望まれます（記録・書面化の考え方は以下のQ&Aにおいても同じ。）。

関係法令等（抜粋）

○ 振興基準

第2 親事業者の発注分野の明確化及び発注方法の改善に関する事項

8) 取引停止の予告

親事業者は、継続的な取引関係を有する下請事業者との取引を停止し、又は大幅に取引を減少しようとする場合には、下請事業者の経営に著しい影響を与えないよう最大限の配慮を行い、相当の猶予期間をもって予告するものとする。

【中小企業庁】振興基準

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkouki_jyun.pdf

問3

下請法対象取引ではなく、かつ、事前に契約で約定していない場合については、仕掛品などの費用を負担してもらえないのでしょうか。

答

下請法対象取引ではなく、かつ、事前に契約で約定していない場合であっても、振興法及び振興基準、経済産業大臣及び関係大臣連名による配慮要請通達等の趣旨を踏まえ、親事業者においては、下請事業者と十分な協議を行い、下請事業者に損失を与えることのないよう、仕掛品代金の支払を行うなど最大限の配慮を行うことが求められています。

アドバイス

取引上の問題を抱えている下請事業者は、自ら積極的に当該取引を行う親事業者に対して、協議の申入れを行うことが重要です。

関係法令等（抜粋）

○ 下請中小企業への配慮を求める親事業者への要請について（経済産業大臣及び関係大臣連名による配慮要請通達）

新型コロナウイルス感染症により影響を受ける下請等中小企業に対し、不当な取引条件の押しつけを行わないなど、配慮を求める要請文について、関係団体（約1,100団体）を通じ、親事業者に要請しています。

【経済産業省】令和2年2月14日「今般の新型コロナウイルス感染症により影響を受けている下請事業者との取引について、親事業者に要請します」

<https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200214011/20200214011.html>

【経済産業省】令和2年3月10日「新型コロナウイルス感染症により影響を受けている下請事業者との取引について、一層の配慮を親事業者に要請します」

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200310003/20200310003.html>

2. 下請事業者の納品等に係る問題

問4

委託した物品等に新型コロナウイルスが付着しているおそれを理由に、受領拒否したり返品したりすることは、下請法上、問題となりますか。

答

下請事業者に責任がある場合を除き、発注済みの物品等について受領拒否したり返品したりすることは、下請法上、問題となります（下請法第4条第1項第1号及び第4号）。

また、仮に、下請事業者の従業員が新型コロナウイルスに罹患した場合、下請事業者が物品等の製造・管理・納品に当たって、必要な措置を講ずることは当然だとしても、必要な範囲を超えて過剰な措置を求め、適正な対価を支払わなかったり、それに要する費用を支払わなかったりすることは、下請法上、買いたたきや不当な給付内容の変更として問題となり得ます（下請法第4条第1項第5号及び第2項第4号）。

したがって、新型コロナウイルスが付着しているおそれが、物品等の瑕疵となるか否かが問題となり得ますが、取引の内容によって事情が異なり、一概に断定できるものではありません。このため、公的機関等の発する情報を基に、第一義的には親事業者と下請事業者が十分に協議して、その取扱いを決めることが重要です。

アドバイス

公的機関等の情報を十分に活用して協議を行ってください。例えば、電子政府の総合窓口において、新型コロナウイルス感染症対策関連の情報について、首相官邸や各府省ウェブサイトの情報へのリンクなどをご案内しています。

【電子政府の総合窓口】 新型コロナウイルス感染症対策関連の情報

<https://www.e-gov.go.jp/announcement/coronavirus.html>

【厚生労働省】 新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

問5

当社は、新型コロナウイルスに関する製品の安全性確認や不測の事態に備える費用を捻出するため、やむを得ず、下請代金の額を減じることや、別途、費用の請求を行うことを検討していますが、安全性の確認のためであっても、下請法上、問題となりますか。

答

安全性の確保を理由とするにしても、親事業者が、下請事業者に責任がないのに、下請代金の減額（下請法第4条第1項第3号）を行うことや、自己のために金銭を提供させ、下請事業者の利益を不当に害すること（下請法第4条第2項第3号）は、下請法上、問題となります。

したがって、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、品質管理やリスク管理を改めて行う必要が生じた場合は、買ったときや不当な給付内容の変更として問題とならないように、親事業者及び下請事業者で十分に協議を行い、給付の内容、検査規格、検査の実施方法その他必要な事項を決定した上で、改めて下請代金の額を定めたり、発注済みの製品について追加で作業を行わせる場合にはその費用を負担したりする必要があります（下請法第4条第1項第5号及び第2項第4号）。

アドバイス

このような事態に備え、あらかじめ、連携して事業継続計画（BCP）の策定等を行っておくことが望まれます。

関係法令等（抜粋）

○ 振興基準

第6 下請事業者の自主的な事業の運営の推進に関する事項

4) 自然現象による災害等への対応に係る留意点

(1) 自然現象による災害等への備えに係る留意点

親事業者と下請事業者は、自然災害による災害等（以下「天災等」という。）の緊急事態の発生に伴い、サプライチェーンが寸断されることのないよう、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）等の制度も活用しつつ、連携して事業継続計画（BCP：自然災害等の発生後の早期復旧に向けた取組等を定めた計画）の策定や事業継続マネジメント（BCM：BCP等の実効性を高めるための平常時からのマネジメント活動）の実施に努めるものとする。

問6

下請事業者が、供給に関する情報を事前に提供しなかった結果、納品日になって、発注に対する数量不足が判明しました。このため、受領できなかった数量分の代金は支払わないことにしたいと思いますが問題になりますか。

更に、あらかじめ定めていたペナルティ条項により一定金額を支払ってもらうことは可能ですか。

答

下請事業者の責任によって納品されなかった数量分に係る下請代金について支払わなくても問題になることはありませんが、ペナルティ条項があったとしても、数量不足等による商品価値の低下を理由に下請代金を減額する場合には、客観的に相当と認められる額に限られます。

他方、新型コロナウイルス感染症の影響の下、下請事業者が納品できた数量については、当初想定したコストより高コストとなっている可能性もあります。

このため、下請代金の額を減じることができる場合であっても、一方的に減じるのではなく、当事者間で十分に協議を行い、減じるべき合理的な金額について決定する必要があります。

アドバイス

供給不足に陥った原因が一時的なものでない場合には、併せて現状を踏まえた今後の発注等を見直して、下請事業者と協議の上、取引内容を決定することが望まれます。

問7

当社は、事前の契約事項や発注書面の記載内容に基づき、納入数量や納期を厳守するよう、下請事業者に対し強く働きかけたいと考えていますが、問題になりますか。

答

具体的な事案の内容によりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためにテレワークや出勤制限も求められており、取引当初に想定していない特別な事態となった場合において、下請事業者に対し、過度に当初の発注どおりの納入数量や納期を守るよう強いることは、経営基盤の弱い下請等中小企業に不当な不利益を与える行為となるおそれがあります。

当然のことながら、下請法に定める禁止行為に該当するような行為であれば、下請法上の問題となります。

アドバイス

親事業者は、下請事業者と十分に協議を行って、納入数量の変更、支払うべき代金の額等を改めて決定することが望まれます。下記の要請に「納期遅れへの対応」として記載されていることは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて下請事業者の給付に問題が生じた場合の一般的な配慮として協議を行ってください。

関係法令等（抜粋）

○ 下請中小企業への配慮を求める親事業者への要請について

下請事業者が物資不足及び人手不足等に起因して納期に遅れる恐れがあることに留意し、十分な協議の上、顧客を含めた関係者の理解を得て、下請事業者に損失補填を求めることなく、納期について柔軟な対応を行うとともに、取引を継続的に実施するよう努めること。

【経済産業省】令和2年3月10日「新型コロナウイルス感染症により影響を受けている下請事業者との取引について、一層の配慮を親事業者に要請します」（再掲）

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200310003/20200310003.html>

3. 代金に係る問題

問8

海外調達から国内調達への切替えや一部の事業者が過剰に部材の調達を行ったことにより、生産・調達コストが大幅に上昇しています。このため、当社は、親事業者に単価の引上げを求めましたが、協議に応じてくれず従来単価に据え置かれています。

そのほか、親事業者の発注が、平時より流動的になり、かつ、取引条件も納期の短縮などをお願いされ、そのための対応が新たに必要となっています。

このような単価の据置きは、下請法上、問題となりますか。

答

生産・調達コストが大幅に上昇した場合や納期を短縮した場合には、親事業者と下請事業者との間で十分協議を行い、その内容に応じて単価の引上げを決定することが望まれます(振興基準)。コストが大幅に上昇したり、納期が短縮されたため、下請事業者が単価の引上げを求めてきたにもかかわらず、下請事業者と十分に協議することなく、一方的に単価を据え置くことは、買ったとき(下請法第4条第1項第5号)として、下請法上、問題となるおそれがあります。

関係法令等(抜粋)

○ 振興基準

第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項

1) 対価の決定の方法の改善

(1) 取引対価は、品質、数量、納期の長短、納入頻度の多寡、代金の支払方法、原材料費、労務費、運送費、保管費等諸経費、市価の動向等の要素を考慮した合理的な算定方式に基づき、下請中小企業の適正な利益を含み、労働時間短縮等労働条件の改善が可能となるよう、下請事業者及び親事業者が十分に協議して決定するものとする。

(4) 親事業者は、原価低減要請(原価低減を求める見積もりや提案の提出要請を含む。)を行うに当たっては、以下に掲げる行為をはじめ、客観的な経済合理性や十分な協議手続を欠く要請と受け止められることがないようにする。

[原価低減要請に関する望ましくない事例]

- ① 具体的な根拠を明確にせずに、原価低減要請を行うこと。
- ② 目標数値のみを提示しての原価低減要請、見積もりや提案要請をすること。
- ③ 原価低減要請に応じることを発注継続の前提と示唆して、事実上、原価低減を押し付けること。
- ④ 文書や記録を残さずに原価低減要請を行うことや、口頭で削減幅などを示唆したうえで、下請事業者から見積書の提出を求めること。

○ 下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準

(2) 次のような方法で下請代金の額を定めることは、買ったときに該当するおそれがある。

ウ 原材料価格や労務費等のコストが大幅に上昇したため、下請事業者が単価引上げを求めたにもかかわらず、一方的に従来どおりに単価を据え置くこと。

カ 短納期発注を行う場合に、下請事業者に発生する費用増を考慮せずに通常の対価より低い下請代金の額を定めること。

問9

当社は、親事業者の工場内で、物品の製造を受託している下請事業者です。今般、新型コロナウイルス感染症の影響で、親事業者は工場を一時閉鎖することとしています。その際、親事業者から、工場を再開しても、販売価格を引き上げるのは難しく損失を取り戻すのは容易ではないので、閉鎖中の損失を補填するため、工場再開後の下請代金の額（単価）を一律一定率で引き下げてもらいたいとの要請がありました。

このような単価の引下げ要請は、下請法上、問題となりますか。

答

発注当初に想定していなかったような取引環境の変化等があった場合に、親事業者が下請事業者に対し下請代金について改めて協議をしたいと要請することが、直ちに問題になるわけではありません。

しかし、親事業者が、単価の引下げを行う場合には、下請事業者に対し、単価の引下げを行う理由を明確に示した上で、十分な協議を行う必要があります。

親事業者の損失補填のみを理由として一方的に、一律一定率で単価を引き下げて下請代金の額を定めることは、**買ったとき**（下請法第4条第1項第5号）として、下請法上、問題となるおそれがあります。

また、下請代金に係る価格交渉とは別に、新型コロナウイルス感染症対策、協力値引き等の名目を付すなどして、下請事業者に対し、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当月に支払う下請代金の額から差し引けば、下請代金の**減額**（下請法第4条第1項第3号）として、下請法上、問題となり、また、協賛金の提供を要請し、指定口座に振り込ませたりすることにより、下請事業者の利益を不当に害する場合には、**不当な経済上の利益提供要請**（下請法第4条第2項第3号）として、下請法上、問題となります。

問 10

当社は親事業者に該当しますが、当社の受注減により、資金繰りが困難になることが予想されるため、下請事業者との取引条件について、現金払を手形払に変えたり、手形期間を従前より延ばしたりすることは可能ですか。

さらに、できれば下請代金の支払を猶予してもらうことができれば助かるのですが。

答

支払方法の変更や手形期間の変更により生じる下請事業者のコストを負担しないで一方的に下請代金の額を据え置く場合には、**買ったとき**（下請法第4条第1項第5号）として、下請法上、問題となるおそれがあります。

また、下請代金を手形で支払う場合に、繊維業については90日、その他の業種については120日を超える手形を用いるときは、**割引困難手形**（下請法第4条第2項第2号）として、下請法上、問題となるおそれがあります。

なお、下請事業者から、製造委託した物品等を受領している又は提供を受けているにもかかわらず、支払期日に下請代金を支払わない場合には（支払期日を延期（支払を猶予）してもらおうよう依頼し、下請事業者の合意を得た上で支払わない場合も含まれます。）、**支払遅延**（下請法第4条第1項第2号）として、下請法上、問題となります。この場合、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した日から起算して60日を経過した日から支払をする日までの期間について、遅延利息（年率14.6%）を支払わなければなりません。

アドバイス

資金繰りが事業者共通の問題としてあるとしても、一般に、経営基盤の弱い中小企業は、親事業者と比較すれば更に厳しいことが想定されるため、これまで、下請法やその他の施策で、現金払いやサイトの短縮に取り組んでいるところです。

このため、従前から親事業者には、下請事業者と協議を行った上で、速やかな支払や前金払など柔軟な支払を行うことが求められています。

関係法令等（抜粋）

○ 下請代金の支払手段について

【中小企業庁】下請代金の支払手段について

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shiharaisyudan.htm>

○ 振興基準（第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項 4） 下請代金の支払方法の改善）

【中小企業庁】振興基準

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkouki_jyun.pdf

4. その他の注意事項

問 11

小売業者が、製造業者、卸売業者等の納入業者に対して、顧客の安全確保に必要な作業や安全性等に係る広報活動への協力を要請することは、下請法の問題となりますか。

答

新型コロナウイルス感染症が世界的な広がりを見せる中、生活に必要な物資を供給する拠点の一つである小売業者の営業が円滑に行われることは、地域の生活支援の面で重要です。

小売業者が親事業者、納入業者が下請事業者（例えばP B商品等を納品する場合）である場合において、親事業者と下請事業者との間で協議が行われた結果、下請事業者が親事業者の要請に応じた協力を行うことになったとしても、協力を要する費用を親事業者が負担する場合には、問題となるものではありません。一方で、安全性の確保等を理由としたとしても、親事業者が、下請事業者に対し、無償で役務を提供させるなどして、下請事業者の利益を不当に害する場合には、**不当な経済上の利益提供要請**（下請法第4条第2項第3号）として、下請法上、問題となります。

したがって、協力を得て必要な措置を講じる場合には、事前に親事業者と下請事業者が十分に協議して、協力の内容、負担のあり方を決定しておく必要があります。

問 12

現状を踏まえ、追加的に衛生管理の強化が義務付けられました。その対応ができないことを理由として、取引を切られないか心配です。

答

親事業者が、下請事業者に対し、安全管理の強化を指示することが直ちに問題になるものではありませんが、安全管理を強化したことにより生じる費用を考慮せず、一方的に下請代金の金額を据え置く場合には、**買ったとき**（下請法第4条第1項第5号）として、下請法上、問題となるおそれがあります。このため、親事業者にあつては、下請事業者と実効性を含めて安全管理に係る協議を行った上で、安全管理の実施方法や費用負担の内容を決定することが妥当です。

アドバイス

国は、発注の取消・変更への対応について、「新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、下請事業者に対し、発注の取消、または数量、仕様等の変更を行う場合には、十分な協議を行い、下請事業者に損失を与えることとならないよう、仕掛品代金の支払いを行うなど最大限の配慮を行うこと。」と産業界へ要請を行っています。このため、下請事業者は、まずは親事業者から指示等があった場合は、親事業者に対し事情を十分に説明することが重要です。

なお、中小企業庁としては、親事業者と下請事業者が十分な協議を行うことができる環境整備を行うとともに、問題行為について情報収集をしています。問題行為を把握した際には、御一報ください。

【中小企業庁】取引調査員（下請Gメン）による訪問調査について

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/Gmenhoumon.htm>

問 13

新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが不透明な中、下請法違反とならないよう発注事務等を慎重に行い、下請法違反となる行為を行わないよう注意していますが、その他注意すべきことはありますか。

答

親事業者は、発注計画の変更など下請事業者の経営に影響を与えるような情報については、できる限り前倒して、正確な情報を下請事業者に提供するよう努めることが求められます。他方、下請事業者も、親事業者に対し、供給に係る情報提供に努めることが求められます。

また、供給コストの増加や発注数量の著しい減少により当初定めた対価の額の妥当性を失い、下請事業者が事後的に価格交渉の申出をしてきた場合には、当事者間で十分に協議を行い、必要な対価の追加払い等を決定し、実施することが妥当です。

関係法令等（抜粋）

配慮要請については、新型コロナウイルス感染症の対応に特化した事項を周知しています。また、中小企業の経営基盤の強化等の観点から親事業者と下請事業者の一般的なあるべき取引関係を定めた振興基準には、親事業者の発注分野の明確化及び発注方法の改善、対価の決定方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善等について明記しています。

○ 振興基準

【中小企業庁】振興基準（再掲）

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkouki_jyun.pdf

○ 下請中小企業への配慮を求める親事業者への要請について（経済産業大臣及び関係大臣連名による配慮要請通達）

【経済産業省】令和2年2月14日「今般の新型コロナウイルス感染症により影響を受けている下請事業者との取引について、親事業者に要請します」（再掲）

<https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200214011/20200214011.html>

【経済産業省】令和2年3月10日「新型コロナウイルス感染症により影響を受けている下請事業者との取引について、一層の配慮を親事業者に要請します」（再掲）

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200310003/20200310003.html>

5. 問い合わせ一覧

(1) 本Q & A関係問い合わせ一覧

○下請代金支払遅延等防止法関係

…公正取引委員会、中小企業庁・各経済産業局等

○その他（下請Gメンヒアリング、下請中小企業振興法「振興基準」、下請中小企業への配慮を求める親事業者への要請について、アドバイス 等）

…中小企業庁・各経済産業局等

<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">中小企業庁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">事業環境部 取引課</td> </tr> <tr> <td>Tel 03 (3501) 1732 (直)</td> <td>[下請代金支払遅延等防止法関係]</td> </tr> <tr> <td>Tel 03 (3501) 3649 (直)</td> <td>[下請Gメンヒアリング関係]</td> </tr> <tr> <td>Tel 03 (3501) 1669 (直)</td> <td>[その他（下請中小企業振興法「振興基準」等）関係]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1</td> </tr> </tbody> </table>	中小企業庁		事業環境部 取引課		Tel 03 (3501) 1732 (直)	[下請代金支払遅延等防止法関係]	Tel 03 (3501) 3649 (直)	[下請Gメンヒアリング関係]	Tel 03 (3501) 1669 (直)	[その他（下請中小企業振興法「振興基準」等）関係]	〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">公正取引委員会 事務総局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">経済取引局 取引部 企業取引課</td> </tr> <tr> <td colspan="2">Tel 03 (3581) 3375 (直)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">〒100-8987 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟 (管轄区域：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県)</td> </tr> </tbody> </table>	公正取引委員会 事務総局		経済取引局 取引部 企業取引課		Tel 03 (3581) 3375 (直)		〒100-8987 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟 (管轄区域：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県)	
中小企業庁																					
事業環境部 取引課																					
Tel 03 (3501) 1732 (直)	[下請代金支払遅延等防止法関係]																				
Tel 03 (3501) 3649 (直)	[下請Gメンヒアリング関係]																				
Tel 03 (3501) 1669 (直)	[その他（下請中小企業振興法「振興基準」等）関係]																				
〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1																					
公正取引委員会 事務総局																					
経済取引局 取引部 企業取引課																					
Tel 03 (3581) 3375 (直)																					
〒100-8987 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟 (管轄区域：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県)																					
(北海道から関東まで)																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">北海道経済産業局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">産業部 中小企業課</td> </tr> <tr> <td colspan="2">Tel 011 (700) 2251 (直)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎 (管轄区域：北海道)</td> </tr> </tbody> </table>	北海道経済産業局		産業部 中小企業課		Tel 011 (700) 2251 (直)		〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎 (管轄区域：北海道)		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">公正取引委員会事務総局 北海道事務所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">下請課</td> </tr> <tr> <td colspan="2">Tel 011 (231) 6300 (代)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎 (管轄区域：北海道)</td> </tr> </tbody> </table>	公正取引委員会事務総局 北海道事務所		下請課		Tel 011 (231) 6300 (代)		〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎 (管轄区域：北海道)					
北海道経済産業局																					
産業部 中小企業課																					
Tel 011 (700) 2251 (直)																					
〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎 (管轄区域：北海道)																					
公正取引委員会事務総局 北海道事務所																					
下請課																					
Tel 011 (231) 6300 (代)																					
〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎 (管轄区域：北海道)																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">東北経済産業局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">産業部 中小企業課</td> </tr> <tr> <td colspan="2">Tel 022 (221) 4922 (直)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟 (管轄区域：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)</td> </tr> </tbody> </table>	東北経済産業局		産業部 中小企業課		Tel 022 (221) 4922 (直)		〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟 (管轄区域：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">公正取引委員会事務総局 東北事務所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">下請課</td> </tr> <tr> <td colspan="2">Tel 022 (225) 8420 (直)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎 (管轄区域：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)</td> </tr> </tbody> </table>	公正取引委員会事務総局 東北事務所		下請課		Tel 022 (225) 8420 (直)		〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎 (管轄区域：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)					
東北経済産業局																					
産業部 中小企業課																					
Tel 022 (221) 4922 (直)																					
〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟 (管轄区域：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)																					
公正取引委員会事務総局 東北事務所																					
下請課																					
Tel 022 (225) 8420 (直)																					
〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎 (管轄区域：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">関東経済産業局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">産業部 適正取引推進課</td> </tr> <tr> <td colspan="2">Tel 048 (600) 0325 (直)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館 (管轄区域：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県)</td> </tr> </tbody> </table>	関東経済産業局		産業部 適正取引推進課		Tel 048 (600) 0325 (直)		〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館 (管轄区域：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県)														
関東経済産業局																					
産業部 適正取引推進課																					
Tel 048 (600) 0325 (直)																					
〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館 (管轄区域：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県)																					

○下請代金支払遅延等防止法 Web 申告情報受付窓口

(公正取引委員会) <https://www.jftc.go.jp/soudan/denshimadoguchi/index.html>

(中小企業庁) <https://www.shinkoku.go.jp/shinkoku/>

…「下請代金支払遅延等防止法」の対象となる違反事実（親事業者の義務・禁止行為の違反）に関する情報提供・申告を上記 Web ページにて受け付けています。両方の Web ページで情報提供・申告していただく必要はなく、いずれか片方のみで構いません。

…なお、申告する前に法律の内容をもっと知りたい、問題行為を行政機関に詳しく話したい等の要望がある場合、本ページ又は次ページに記載の窓口にお気軽に御相談ください。

(中部から沖縄まで)

中部経済産業局

産業部 中小企業課 取引適正化推進室
Tel 052 (589) 0170 (直)
〒450-0003 愛知県名古屋市中村区名駅南4-1-22 (管轄区域：富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県)

近畿経済産業局

産業部 中小企業課 下請取引適正化推進室
Tel 06 (6966) 6037 (直)
〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館 (管轄区域：福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)

中国経済産業局

産業部 中小企業課 下請取引適正化推進室
Tel 082 (224) 5745 (直)
〒730-8531 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第2号館 (管轄区域：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)

四国経済産業局

産業部 中小企業課
Tel 087 (883) 6423 (直)
〒760-8512 香川県高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館 (管轄区域：徳島県、香川県、愛媛県、高知県)

九州経済産業局

産業部 中小企業課 取引適正化推進室
Tel 092 (482) 5450 (直)
〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎 (管轄区域：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)

内閣府沖縄総合事務局 経済産業部

経済産業部 中小企業課
Tel 098 (866) 1755 (直)
〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 (管轄区域：沖縄県)

公正取引委員会事務総局 中部事務所

下請課
Tel 052 (961) 9424 (直)
〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館 (管轄区域：富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)

公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所

下請課
Tel 06 (6941) 2176 (直)
〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館 (管轄区域：福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)

公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 中国支所

下請課
Tel 082 (228) 1501 (代)
〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館 (管轄区域：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)

公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 四国支所

下請課
Tel 087 (811) 1758 (直)
〒760-0019 香川県高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館 (管轄区域：徳島県、香川県、愛媛県、高知県)

公正取引委員会事務総局 九州事務所

下請課
Tel 092 (431) 6032 (直)
〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館 (管轄区域：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)

内閣府沖縄総合事務局 総務部

総務部公正取引室
Tel 098 (866) 0049 (直)
〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 (管轄区域：沖縄県)

(2) 下請かけこみ寺相談窓口について

○下請かけこみ寺では、中小企業の皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、秘密厳守・無料で専門の相談員や弁護士がアドバイスを行います。

【下請かけこみ寺電話番号】 0120-418-618 (匿名相談も可能です)

(参考) 下請かけこみ寺について

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2020/200305kakekomi.pdf>

